

## 八戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定（案） の概要について

### 1 制定理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正により、乳児等のための支援給付が創設されるにあたり、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるもの。

### 2 国の基準の種類及び条例制定に当たっての取扱い

#### (1) 国の基準の種類

従うべき基準	参酌すべき基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員（第3条）</li> <li>・特定乳児等通園支援事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの（第4条～第6条、第12条、第14条、第23条～第25条、第30条）</li> </ul>	左記以外

#### (2) 条例制定に当たっての取扱い

「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」とともに、国の基準どおり定める。

### 3 条例の主な内容

No.	主な項目	内容
1	趣旨 〔第1条〕	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるもの。
2	一般原則 〔第2条〕	特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。
3	利用定員に関する基準 〔第3条〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員を定めるものとする。</li> <li>・特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。</li> </ul>
4	面談 〔第4条〕	特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談を行わなければならない。

5	正当な理由のない提供拒否の禁止〔第5条〕	特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
6	あっせん及び要請に対する協力〔第6条〕	特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
7	特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領〔第12条〕	特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を受けないときは乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額の支払を受けるものとする。
8	特定乳児等通園支援の取扱方針〔第14条〕	特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。
9	乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則〔第23条〕	特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による費用の額の支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。
10	虐待等の禁止〔第24条〕	特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
11	秘密保持等〔第25条〕	特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
12	事故発生の防止及び発生時の対応〔第30条〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、事故発生の防止のための指針の整備等を行うこと。</li> <li>・特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</li> </ul>

#### 4 条例案

別紙のとおり

#### 5 施行期日

令和8年4月1日